

## I はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

このため、国では、平成 24 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしている。

- ① 日本では、鳥インフルエンザウイルス（A/H5N1）の発症者は確認されていないが、平成 16 年以降、山口県、大分県、京都府、宮崎県、岡山県において家きん類に発生した事例や、青森、秋田、北海道などの野鳥の検査で同ウイルスの感染が確認されている。
- ② 今回、これらの国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、「鹿部町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）の策定を行うこととした。
- ③ 本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。
  - ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。ただし、これには感染症法第 6 条第 7 項第 2 号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。）
  - ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- ④ 今後とも、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、町は、適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

## II 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、さらに本町への侵入も避けられないと考えられる。

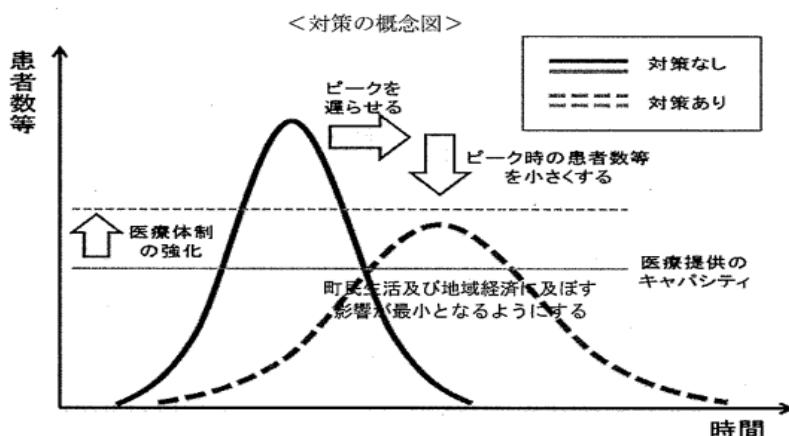
病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、対策を講じていく必要がある。

#### （1）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・初期段階において、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

#### （2）町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実績等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、鹿部町行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

そこで、本町においては、国や道の対策を視野に入れながら、本町の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- 発生前の段階では、本町における医療体制の整備、町民に対する啓発や事業所による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合には、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内、そして町内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国の検疫の強化等により、道及び保健所設置市は、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる対策に協力することとしており、その時期に町内の万全の体制を構築することが重要である。

- 本町を含む近隣地域内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等について道に協力する等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

また、新感染症の場合には治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを抑えることのないよう、町民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。

- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。  
また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 本町を含む近隣地域内で感染が拡大した段階では、国、道、他市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。  
従って、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、国や道の対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになり、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、本町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いS A R Sのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、またはその発生した時に、特措法その他の法令、鹿部町行動計画に基づき、主に道や他市町村又は指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### （1）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等において、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明をし、理解を得ることを基本とする。

#### （2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともありますあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### （3）関係機関相互の連携協力の確保

鹿部町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、北海道の新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）、他市町村の対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は必要に応じて、道対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### （4）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

## 5 対策推進のための役割分担

### （1）国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 国は新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### （2）道の役割

- ・ 道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応に努める。

### （3）本町の役割

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 本町は、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針を踏まえ、鹿部町行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・ 本町は、新型インフルエンザ等の発生前は、国や道の行動計画等を踏まえ、町民の生活支援等の本町が実施主体となる対策に関し、本町の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 本町は、新型インフルエンザ等の発生後、道が対策本部を立ち上げた際には、鹿部町新型インフルエンザ等対策本部条例（以下、「設置条例」という。）に基づき、鹿部町対策本部を設置し、国及び道における対策全体の基本的な方針を踏まえ、本町の状況に応じて対策を進める。
- ・ 本町は、道が緊急事態措置を講じる際には、適切な連携や協力を行う。

### （4）医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。
- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備等事前の準備に努める。
- ・ 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### （5）指定（地方）公共機関の役割

- ・ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### （6）登録事業者の役割

- ・ 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等

の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (7) 一般の事業者

- ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。
- ・ 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (8) 町民

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染防止策を実践するよう努める。
- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 6 鹿部町行動計画の主要 6 項目

鹿部町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、次の（1）から（6）の主要項目について示す。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民生活・地域経済の安定

## （1）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、本町内のみならず全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町においても、国、道、他市町村、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、鹿部町保健医療協議会を通じ、事前準備の進捗を確認し、町一体となった取組を推進する。さらに、関係部局等においては、国、道、他の市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

さらに、国が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行ったときは、本町は、特措法及び条例に基づき、直ちに町対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、本町は、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取し、その対策等について、社会的・政策的合理性が確保されるようにする必要がある。

## （2）情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

## ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校（学校教育法第1条第1項に規定する学校を指す。以下同じ）は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

## エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

### ① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の人権にも配慮して迅速かつ、分かりやすい情報提供を行う。

町民に提供する情報の内容においては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う媒体の活用に加え、ホームページ等の活用についても検討を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### ② 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国が設置する関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定（地方）公共機関の情報など、必要に応じて、集

約し、総覧できるサイトに対して、町のホームページ上でリンクを作成する。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図り、集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じて、適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主な感染拡大防止策

個人における対策として、未発生期からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。また、発生の初期の段階では、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うが、実施の際には本町における状況を鑑み、本町から道に意見を述べるものとする。

地域対策・職場対策として、道内における発生の初期の段階から、個人における

対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うが、実施の際は本町における状況を鑑み、本町から道に意見を述べるものとする。

そのほか、海外で発生した際には、その状況に応じ、国が実施する感染症危険情報等を収集して町民に提供する。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、町内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

#### (4) 予防接種

##### ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

##### イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### a 対象

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである

ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

b 接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順位を基本とする。なお、1つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

c 接種体制

- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する体制の構築が登録の要件とされており、国からの要請に応じて各登録事業者において実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わるなど特定接種の対象となる本町職員に対する接種は本町が実施主体となり、集団的接種により実施する。また、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民に対する予防接種については、鹿部町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、以下の4つの群に分類されており、状況に応じた接種順位とすることを基本とされている。事前に下記のような基本的な考え方に基づき整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエ

ンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定されるものである。

特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とされている。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患有する者
  - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部において決定されることとなる。

- a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
  - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることとなる。

オ 道に対する協力要請

本町は、住民接種を行うための必要があると認めるときは、道に対し、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう求める。また、国又は道に対し、物資の確保その他の必要な協力を求める。

## （5）医療

### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつ

ながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関において診療継続計画を作成するなど、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### イ 発生前における医療体制の整備

本町は、道及び二次医療圏の圏域を単位とし、道立保健所を中心として設置する、都市医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参画するとともに、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することに対して、必要に応じて協力する。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、道と連携を図りながら、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、本町は、道に感染症病床等の利用計画を事前に策定しておくよう要請するとともに発生時には必要な連携を図る。

新型インフルエンザ等の診療は、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、予め準備をしておいた「帰国者・接触者外来」を設置して行う。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全ての医療機関において、院内感染防止策を講じる必要がある。

本町は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めた医療機関に対し、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内感染対策を講じるよう要請する。

医療従事者は、マスク、ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウィルス薬の予防投与を行う。

近隣地域感染期に移行した場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院さ

せることができるように、事前に管内の状況を把握し、その活用計画を策定しておく。併せて、在宅療養の支援体制を整備しておく。

#### （6）町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時、町民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、本町をはじめ、国、道、他市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

### III 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が別に定めるガイドライン、および道行動計画を参考にする。

#### 1 未発生期

|        |  |
|--------|--|
| 状 態    | ・新型インフルエンザ等患者が発生していない状態。<br>・海外においても、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。   |
| 目 的    | (1) 発生に備えて体制の整備を行う。<br>(2) 町内発生の早期確認に努める。  |
| 対策の考え方 | (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、鹿部町行動計画等を踏まえ、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。<br>(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。<br>(3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国等から情報を継続的に収集する。 |

## （1）実施体制

### （1）－1 鹿部町行動計画の作成

- ① 鹿部町特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

### （1）－2 体制の整備及び関係機関との連携強化

- ① 国、道、他市町村、指定（地方）公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ② 本町は、道が対策本部を立ち上げた際には、速やかに対策本部を立ち上げることができるよう体制を整備する。

## （2）情報提供・共有

### （2）－1 繼続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### （2）－2 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容や媒体について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかず体制を構築する。
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

## （3）予防・まん延防止

### （3）－1 対策実施のための準備

#### ① 個人における対策の普及

個人における対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、近隣地域外発生期以降に設置される帰国者・接触者相談窓口に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

#### ② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場に

おける季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

また、道に協力して、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

③ 衛生資器材等の供給体制の整備

町の施設の消毒剤、マスク等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。

④ 町立小・中学校、幼稚園、介護・福祉施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。

#### (4) 予防接種

(4) - 1 特定接種の準備

① 町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

(4) - 2 住民接種の位置付け

① 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。

② 町が接種を実施する対象者は、町域内に居住する者を原則とする。

③ 上記以外にも住民接種の対象者としては、町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等にも考えられる。

(4) - 3 住民接種の準備

① 実施主体となるよう町は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、国及び道、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

- a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b. 接種場所の確保（医療機関、学校、各会館等）
- c. 接種に要する器具等の確保
- d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予防方法等）

② 住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

③ ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

④ 住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。

⑤ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

⑥ 各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具

(副反応の発生に対応するためのものを含む。) 等を確保する。

#### (5) 医療

##### (5) - 1

- ① 道が行う地域連絡会議において関係機関との連携を図りながら、地域の実用に応じた医療体制の構築に協力する。

#### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

##### (6) - 1 要援護者への生活支援

近隣地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めていく。

##### (6) - 2 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる設置等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備し、道と情報共有を行う。

##### (6) - 3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（食料品、生活必需品等の提供の準備等）及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。これらについて、鹿部町地域防災計画に基づいて必要な措置を講ずる。

## 2 近隣地域外発生期（海外発生期）

|        |   |
|--------|---|
| 状 態    | <ul style="list-style-type: none"><li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li><li>・新型インフルエンザ等患者が発生したが、本町を含む近隣地域では患者が発生していない状態。</li><li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li></ul>                             |
| 目 的    | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新型インフルエンザ等の町内侵入をできるだけ遅らせ、町内発生の遅延と早期発見に努める。</li><li>(2) 町内での発生に備えて体制の整備を行う。</li></ul>  |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>(2) 対策の判断に役立てるため、国、道等と連携し、海外で発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報提供を行う。</li></ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(3) 近隣地域内で発生した場合、町内において早期に発見できるよう町内のサ<br/>ーベイランス・情報収集体制を強化する。</p> <p>(4) 近隣地域外での発生状況について注意喚起するとともに、地域内及び町内<br/>発生に備え、町内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医<br/>療機関、事業者、町民に準備を促す。</p> <p>(5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、町民生活及<br/>び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミッ<br/>クワクチンの接種体制構築等、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p> |
|--|---|

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 体制強化等

- ① WHOの新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表  
又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、政府対策本部及び  
道対策本部が設置された場合、町は設置条例に基づき速やかに鹿部町対策本部を  
設置し、海外の発生状況に関する継続的な情報収集を行う。

### (2) 情報提供・共有

#### (2) - 1 情報提供

- ① 国及び道が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的方針を収集し、  
必要に応じ、町民に提供する。
- ② 新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や地方公共  
団体の行う対応策についての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置する。

#### (2) - 2 体制整備等

- ① 道・関係機関、庁内関係部署との情報共有体制を確認し、必要な情報を共有す  
る。

### (3) 予防・まん延防止

#### (3) - 1 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、管内の住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・  
手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨  
する。
- ② 町は、道と連携して、地域住民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供  
する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、  
国や道と連携し、正確な情報を提供する。
- ③ 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、職員の健康状態の把握に努め、  
発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

- ④ 道内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。
- ⑤ 事業所及び介護・福祉施設等に対し、感染予防策を徹底する。

#### **(4) 予防接種**

##### **(4) - 1 特定接種**

本町は、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### **(4) - 2 住民接種**

本町は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を国が開始する際において、国と連携し接種体制の準備を行う。

また、集団的な接種を行うことを基本として、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

#### **(5) 医療**

##### **(5) - 1 新型インフルエンザ等の症例定義**

本町は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を確認し、医療機関等の関係機関に周知する。

##### **(5) - 2 帰国者・接触者相談センターの設置に関する周知**

道からの要請に基づき、以下のことを行う。

- ① 保健所は、帰国者・接触者相談センターを設置することを周知する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

#### **(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保**

##### **(6) - 1 事業者の対応**

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

##### **(6) - 2 遺体の火葬・安置**

道の要請に基づき火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。

### 3 近隣地域発生早期（国内発生早期）

|        |  |
|--------|--|
| 状 態    | ・本町または近隣地域で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。   |
| 目 的    | (1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。<br>(2) 患者に適切な医療を提供する。<br>(3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。  |
| 対策の考え方 | (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われ、積極的な感染拡大防止策等をとる。<br>(2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、町民への積極的な情報提供を行う。<br>(3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。<br>(4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。<br>(5) 近隣地域感染期への意向に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のため準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。<br>(6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 |

#### （1）実施体制

##### （1）－1 基本的対処方針の変更

国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針について公示があった場合には、道対策本部の対応を注視すると共に、鹿部町対策本部会議において情報の集約・共有を行い、必要な対策を実施する。

##### （1）－2 緊急事態宣言の措置

国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象の市町村となった際には、速やかに「町対策本部」を設置する。

#### （2）情報提供・共有

##### （2）－1 情報提供

本町は、関係機関と連携し、以下の情報提供を行う。

- ① 国及び道と連携して、町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。  
また、学校や職場等での感染対策についての情報を適切に提供する。

#### （2）－2 情報共有

国及び道と連携して、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の情報把握を行う。

#### （2）－3 相談窓口の充実・強化

状況の変化に応じ、相談窓口の体制を充実・強化する。

### （3）予防・まん延防止

#### （3）－1 町内での感染拡大防止策

- ① 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。  
また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ② 病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ③ 町内発生に備え、町の施設の閉鎖について検討する。
- ④ 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ⑤ 町内発生に備え、道が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、町立小・中学校、幼稚園の臨時休業の基準について検討する。

#### （4）予防接種

近隣地域外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種は、国の決定に基づき実施する。なお、特定接種が終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

#### （4）－1 住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化し

やすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、国が接種順位を決定し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。

(4) - 2 接種の実施に当たり、国及び道と連携して、公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

道の区域において、緊急事態宣言が発出されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を実施する。

① 道が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえた期間を定め、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。場合には、本町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

② 道が、特措法第45条第2項に基づき、学校等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本町は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

③ 道が、特措法第24条第9項に基づき、学校等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本町は、関係団体等を通じて、迅速に周知徹底を図る。

④ 本町は、住民接種について基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## （5）医療

(5) - 1 医療体制に関する周知

本町は、道の要請に基づき、以下のことを行う。

① 道は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続することを周知する。

② 患者等が増加してきた段階においては国からの要請を踏まえ、道が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行した場合は、そのことを周知する。

(5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

道の区域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するための措置を講じる。

## （6）町民生活及び地域経済の安定の確保

### （6）－1 事業者の対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

### （6）－2 町民・事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### （6）－3 遺体の火葬・安置

町は、道と連携して、鹿部町地域防災計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として町内の寺院、公共建物等遺体収容に適当な場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

### （6）－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 水の安定供給

水道事業者である本町は、町行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### ② 生活関連物資等の価格の安定等

町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 4 近隣地域感染期（国内感染期）

|        |   |
|--------|---|
| 状 態    | <ul style="list-style-type: none"><li>・本町または近隣地域において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li><li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li></ul>  |
| 目 的    | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 医療体制を維持する。</li><li>(2) 健康被害を最小限に抑える。</li><li>(3) 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。</li></ul>  |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li><li>(2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、道等と連携し本町において必要な対策の判断を行う。</li><li>(3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li><li>(4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li><li>(5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li><li>(6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li><li>(7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li><li>(8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li></ul> |

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 基本的対処方針の変更

国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内感染期に入ったこと及びその対処方針について公示があった場合には、道対策本部の対応を注視するとともに、町対策本部会議において情報共有を行い、必要な対策を実施する。

#### (1) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

### ①鹿部町対策本部における情報共有

町対策本部会議を開催し、基本的対処方針等の情報を共有し、必要な対策を実施する。

### ②他の地方公共団体による代行、応援等

本町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができない恐れがある場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を検討する。

## (2) 情報提供・共有

### (2) – 1 情報提供

① 本町は引き続き、町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

② 本町は引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

③ 学校や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。町民から寄せられる問い合わせ等を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。また、町民から寄せられた問い合わせの内容を、必要に応じて国及び道に報告する。

### (2) – 2 情報共有

国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の情報を的確に把握する。

### (2) – 3 相談窓口等の継続

① 本町は、相談窓口等の運営を継続する。

② 本町は、国及び道が、Q&Aを改訂した場合は、迅速に相談窓口等で活用する。

## (3) 予防・まん延防止

### (3) – 1 町内での感染拡大防止策

① 本町は、道と連携し、業界団体等を経由し又は直接町民、事業者に対して次の要請を行う。

- ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨と職場における感染予防策の徹底を要請する。

- ・ ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

#### （3）－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

道の区域において、緊急事態宣言がなされ、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を実施する。

- ① 道が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する場合には、本町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ② 道が、特措法第45条第2項に基づき、学校に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本町は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
- ③ 道が、特措法第24条第9項に基づき、学校等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本町は、関係団体等を通じて迅速に周知徹底を図る。

#### （4）予防接種

##### （4）－1 予防接種

- ① 本町は、近隣地域発生早期の対策を継続し、特定接種を進める。
- ② 本町は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

##### （4）－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本町は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

#### （5）医療

##### （5）－1 医療体制に関する周知

本町は、道の要請に基づき、以下のことを行う。  
(道内未発生期、道内発生早期における対応)

- ① 道は帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、国内発生早期に引き続

き継続することを周知する。

- ② 患者等が増加してきた段階において国からの要請を踏まえ、道が帰国者・接触外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行した場合は、そのことを周知する。

(道内感染期における対応)

道が帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制になったことを周知する。

#### (5) - 2 在宅で療養する患者への支援

本町は、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### (5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

道の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ② 本町は、国と道が連携して行う、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する対応に、必要な協力をを行う。

### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

#### (6) - 1 事業者の対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

#### (6) - 2 町民・事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう

要請する。

(6) – 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

② 水の安全供給

近隣地域発生早期の記載を参照

③ 生活関連物資等の価格の安定等

町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、マニュアル等で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

④ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例が定められたため、この特例に基づき必要な対応を実施する。
- ・ 道において、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

## 5 小康期

|        |   |
|--------|---|
| 状 態    | ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。<br>・大流行はいったん終息している状態。   |
| 目 的    | (1) 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。  |
| 対策の考え方 | (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、<br>資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への<br>影響から早急に回復を図る。<br>(2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民<br>に情報提供する。<br>(3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。<br>(4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

### (1) 実施体制

#### (1) – 1 基本的対処方針の変更

国において、基本的対処方針の変更が行われ、小康期に入ったこと及び縮小・  
中止する措置などに係る小康期の対処方針について公示があった場合には、町対  
策本部会議において関係機関と情報共有を行い、必要な対応方針を変更する。

#### (1) – 2 緊急事態解除宣言

国が緊急事態措置の必要がなくなったとして解除宣言を行った際ににおいて本町  
は、関係機関や町民にその旨を周知する。

「緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する  
　　免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで  
　　営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・  
　　死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合な  
　　どであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、  
　　政府対策本部長が速やかに決定するものである。

#### (1) – 3 対策の評価・見直し

本町では、対策に関する評価を行い、政府行動計画、道行動計画を参考に町行  
動計画等の見直しを行う。

### (2) 情報提供・共有

#### (2) – 1 情報提供

- ① 本町は、引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 本町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。必要に応じて、国及び道に問合せ等の内容を提供する。

#### (2) - 2 情報共有

本町は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国及び道が示す第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を府内各課等で共有する。

#### (2) - 3 相談窓口等の体制の縮小

本町は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

### (3) 予防・まん延防止

#### (3) - 1 町内での感染拡大に基づき、必要に応じ、引き続き、町民、事業者等に対し、基本的な感染対策等の実施を要請する。

### (4) 予防接種

#### (4) - 1 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### (4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### (5) 医療

#### (5) - 1 医療体制

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

#### (5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

道の区域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 必要に応じ、近隣地域感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。

### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

#### (6) - 1 町民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみ

が生じないよう要請する。

(6) – 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 緊急事態措置の縮小・中止等

- 町内の状況等を踏まえ、近隣地域感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、国や道の動向も踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 〈庁内各班の主な業務（感染期を中心とした想定）〉

| 部局名      | 主な業務内容   |
|----------|--|
| 全対策班共通   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町行動計画に基づく対応</li> <li>・職員の感染対策</li> <li>・所管施設における感染対策</li> <li>・所管事業、イベントの中止等対応</li> </ul>  |
| 総務・防災対策班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部の設置及び運営</li> <li>・職員感染時の服務への対応</li> <li>・有事の際の職員の動員及び確保</li> <li>・来庁者への対策</li> <li>・新型インフルエンザ対策の予算措置</li> </ul>   |
| 企画振興対策班  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国への対策要望</li> <li>・報道機関との連絡調整、放送の要請対応</li> <li>・関連情報の広報、町民への情報伝達</li> </ul>   |
| 民生対策班    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会への周知、協力要請</li> <li>・外国人住民への対策</li> <li>・死体の収容処理及び埋葬・火葬体制の整備</li> <li>・医療廃棄物等ごみ、死亡獣畜への対応</li> <li>・生活関連物資の需用調整</li> </ul>  |
| 保健福祉対策班  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町行動計画の見直し</li> <li>・国、道等からの情報収集</li> <li>・医療機関等の関係機関、事業所、町民等への情報提供</li> <li>・予防接種の実施</li> <li>・医療体制の確保（外来、入院、相談窓口等）</li> <li>・要援護者の支援</li> <li>・福祉サービス利用者への対応</li> </ul> |
| 建設・水道対策班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事・委託業務の受注業者への対応</li> <li>・町営住宅における対応</li> <li>・水道事業の継続、飲料水の確保</li> </ul>  |
| 税務対策班    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係業務への対策</li> </ul>  |
| 水産経済対策班  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係業務への対策</li> </ul>  |

|            |  |
|------------|--|
| 食と観光推進対策班  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設等における入込客の対応</li> </ul>   |
| 教育委員会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小学校、中学校での患者発生への対応</li> <li>・学校給食の対応</li> <li>・修学旅行・私事旅行・転入者への対応</li> </ul> |
| 選挙管理委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙への対策</li> </ul>  |
| 人事委員会事務局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員採用試験等への対策</li> </ul>   |
| 監査委員事務局    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種監査業務の実施への対策</li> </ul>   |
| 議会事務局      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の会議への対策</li> <li>・議員視察への対応</li> </ul>  |
| 消防部局       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策警棒本部の設置</li> <li>・119番通報受信時の対応</li> <li>・救急体制の確立</li> </ul>         |

## 用語解説

※アイウエオ順

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

### ○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染性若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染性及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。海外からの発生情報を基に発生国からの帰国者等に

対し、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする

また、町内感染期では、帰国者・接触者外来を閉鎖し、感染防止策を徹底したうえで、基本的に全ての医療機関で新型インフルエンザ患者の診療を行う。

#### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診療、調査、襲撃的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過し厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。

#### ○指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

#### ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力有することとなったウ

イルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

#### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9<sup>～</sup>項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○咳エチケット

厚生労働省が、他の人への感染を防ぐため、「咳エチケット」をキーワードとした普及啓発活動を行い、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけています。

- ◇咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう
- ◇マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ◇鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- ◇咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

#### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとしている。また、人から人

への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃厚に高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、わが国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

参考

新型インフルエンザ備蓄物品リスト

| 物 品 名           |
|-----------------|
| 擦り込み式手指消毒液      |
| 手洗い液            |
| 使い捨てマスク 大人用     |
| 使い捨てマスク 子供用     |
| 使い捨てゴム手袋 S サイズ  |
| 使い捨てゴム手袋 M サイズ  |
| 感染防護キット M サイズ   |
| 感染防護キット L サイズ   |
| 感染防護キット X L サイズ |
| ゴーグル            |
| 体温計             |